

「デザイン都市・神戸」ホームページリニューアル業務委託 実施要領(公募型プロポーザル)

1 案件名称

「デザイン都市・神戸」ホームページリニューアル業務委託

2 業務内容に関する事項

- (1) 事業目的と概要 別紙「仕様書」のとおり
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)事業規模(契約上限額)金1,500千円(消費税含む)
- (4) 契約期間 契約締結日~令和6年3月31日
- (5)履行場所 神戸市企画調整局産学連携推進課

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「契約書(案)」参照

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 当該委託業務の実施に必要な組織、人員、設備、技術・能力等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む))及び神戸市税に滞納がないこと。
- (5) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (8) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格(物品等)を有する、もしくは令和4・5年度神

戸市競争入札参加資格(物品等)を有していない場合は、以下の書類を企画提案参加申請時にあわせて提出していること。

- ・法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)(法人のみ)
- ・納税証明書(国税及び地方税)
- ・(様式5号) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書
- (9) 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募 しないこと。
- (10) 単独で応募した者が、他で応募する共同企業体の構成員にならないこと。
- (11) 共同企業体で応募する場合
 - ・共同企業体として(1)の要件を満たすこと。
 - ・共同企業体のすべての構成員が(2)~(9)に掲げる要件をすべて満たしていること。

5 スケジュール

公募開始	令和5年10月2日(月)14時以降
参加申請関係書類の提出期限	令和5年10月20日(金)17時まで
質問書の提出期限	令和5年10月27日(金)17時まで
質問に対する回答	令和5年11月2日(木)(予定)
企画提案書等の提出期限	令和5年11月15日(水)17時まで
企画提案選定会の開催	令和5年11月20日(月)※詳細は応募者に別途通知
選定結果通知・契約締結	令和5年11月末(予定)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の交付

交付開始	令和5年10月2日(月)14時以降	
交付書類	①公募型プロポーザル実施要領(本書)	
	②仕様書	
	③契約書(案)	
	④各種様式	
交付方法	神戸市ホームページにて掲載	
	※直接配布、郵送等による配布は行いません。	
	https://www.city.kobe.lg.jp/a05822/design/website-redesign.html	

(2)参加申請手続き

受付期間	令和5年10月2日(月)から令和5年10月20日(金)17時まで	
提出書類	① (様式1号) 参加申請書	
	②(様式2号)参加資格確認書	
	③ (様式3号) 法人・団体概要	
(法人・団体のパンフレット等があれば、要添付)		
	④ (様式 4 号) 共同企業体結成届出書	
	(共同企業体での応募の場合のみ。なお、共同企業体構成員の①と③も提出する	
	こと)	
	⑤令和4・5年度神戸市競争入札参加資格(物品等)を有することが分かる書類の	
	写し、もしくは以下のすべての書類	
・法人登記謄本 (又は登記事項全部証明書)		
	・納税証明書(国税及び地方税)(※)	

	・(様式5号) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書			
※新型コロナウィルス感染症の影響により国税や地方税の換価の猶予の適用				
	ていることが確認できる場合、未納の扱いとはしないものとする。その場合は、通			
	常の書類に代えて、その旨が確認できる書類を提出すること。			
通知	資格要件を満たさなかった場合のみ、参加資格審査申請書受理後にEメールにて通			
	知する。			

(3) 質問の受付

受付期間	令和5年10月2日(月)から令和5年10月27日(金)17時まで
提出書類	(様式6号)質問票
回答方法	参加者全者に対して、令和5年11月2日頃(予定)にEメールにより回答する。

(4) 企画提案書の提出

4) 企画提案書の提出				
受付期間	令和5年10月2日(月)から令和5年11月15日(水)17時まで			
様式	A4版(縦横自由)とし、任意様式とする。PDFデータに変換すること。			
必要記載	ア)本業務に対する考え方、実施方針			
項目	イ)提案のセールスポイント			
	ウ)シングルページ(PC画面とスマートフォン画面の両方)のデザイン案(※)			
	エ)項目①「デザイン都市・神戸の概要」のコンテンツ案(※)			
	才)業務工程表			
	カ)本業務にかかる実施体制			
	各構成員の役割分担を明確に記載すること。			
	キ)類似業務実績			
	ク)提案見積と積算根拠			
※ウ) エ)	別添仕様書を踏まえて提案すること。			
について				
	ウ)については、項目ごとの内容まで作成する必要はなく、項目のレイアウトのみ提			
	案すれば足りる。			
	エ)の作成にあたっては、仕様書にある通り、以下について留意すること。			
	i)「デザイン都市・神戸」に対するタグライン及びステートメントを新規作成し、			
	掲載する。			
	ii) 「デザイン都市・神戸」の概要を表すにあたって、グラフィックやイラスト等			
	を用いる。			
	iii)年次報告書等から数点事例を引用して写真・簡潔な文章等で紹介する。			
	作成にあたっては、以下の情報を参考にすることができる。			
	・「デザイン都市・神戸」を推進するための基本的方針(「デザイン都市・神戸」			
	ホームページ)			
	https://design.city.kobe.lg.jp/wp-			
	content/uploads/2023/09/49cf48512ae9740d4d7f97195bb16012.pdf			
	・「デザイン都市・神戸」年次報告書(「デザイン都市・神戸」ホームページ)			
	<pre>https://design.city.kobe.lg.jp/about-us/past-activity/</pre>			
	年次報告書のデータ、その他主要施策に関する写真素材については、(2)参加申請			
	手続きの「(様式1号)参加申請書」にて申請した事業者に対して提供する。			
	※企画提案資料に必ず用いる必要はない。			

(5) 上記(2)~(4)の提出先・提出方法

本要領「8 (2) 問い合わせ先」のメールアドレスまで、電子メールで送付すること。 ※直接提出、郵送等による提出は受け付けない。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸市職員等によって構成される選定委員による本業務に係る提案審査会において審査を行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。
- イ プレゼンテーションを実施する場合、開催日時、開催場所、内容及び方法等の詳細は応募者に 対して別途通知する。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い者を受託候補者とする。なお、評価点が最も高い事業者が複数 いる場合は、審査項目のうち「実施内容及び効果」の項目の得点が高い者を優先とする。
- エ 評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が 1者であっても同様の扱いとする。
- オ 辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。 内容点の審査項目・審査の視点・配点は下記のとおりとする。

11分小の毎日次日、毎日の近点、旧ぶは上町のこれりこりの。		
	審査項目・審査基準	配点
実	【業務目的および業務内容の理解度】	10 点
施	・本業務の目的を的確に理解し、実現するためのコンセプトが明確に設定され、それを	
内	伝えられる全体構成になっているか	
容	【創造性・デザイン性】	40 点
及	・ページ全体のデザインが、「デザイン都市・神戸」にふさわしい創造的で独創的なデザ	
び	インであるか(10 点)	
効	・「デザイン都市・神戸」の概要が良く伝わるタグライン及びステートメントが作成さ	
果	れているか (10 点)	
	・「デザイン都市・神戸」の概要について、適切なグラフィックやイラストを用いている	
	か(10 点)	
	・「デザイン都市・神戸」の魅力が伝わるようなコンテンツ作成ができているか(10点)	
	【機能性(使いやすさ、操作性)】	10 点
	・ウェブアクセシビリティへの対応 (5点)	
	・スマートフォン画面での操作性(5点)	
	【工程の計画性、実施体制・手順の妥当性】	10 点
(}	- 類似業務実績の総合評価】	10 点
<u>[</u>	也元企業】	10 点
• ‡	是案者が地元業者(本社を市内に有する者)ならば 10 点、準地元業者(法人市民税の課税	
対針	象となる支店・営業所等を市内に有する者)であれば5点を付与し、それ以外の場合は0	
点。	とする。	
	見積金額】	10 点
• 7	トームページリニューアル業務経費に対し「(提案者のうち最も低い見積り金額/当該	
提	案者の提示する見積り金額)×10点」を算出する。なお小数点以下は切り捨てとする。	
	合計	100 点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 選定結果の通知及び公表

最終選考結果については、提案選考会(プレゼンテーション)の参加者(以下「参加者」という。) 全員に令和5年11月末頃に通知するとともに、神戸市ホームページにおいて公開する。

8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
 - ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
 - イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
 - ウ すべての企画提案書は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報 公開条例に基づく公開を除く)。
 - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
 - カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 (神戸市役所1号館12階)神戸市企画調整局産学連携推進課

「デザイン都市・神戸」ホームページリニューアル業務担当

TEL: 078-322-6573 (内線2367)

メールアドレス:design-kobe@office.city.kobe.lg.jp

担当:芝野·小林